

報告番号 甲 第 号

原田亜希子君 博士学位請求論文 審査要旨

論文題名：近世ローマの統治と権力

—16世紀の教会国家におけるローマ都市政府と教皇庁—

論文審査担当者

主査 慶應義塾大学文学部教授・文学研究科委員

神崎忠昭



副査 大阪市立大学大学院教授・博士（史学）

大黒俊二



副査 明治大学商学部教授・博士（史学）

北田葉子



【論文要旨】

本博士学位請求論文は、16世紀イタリアに成立した「教会国家」（一般的には「教皇領」と呼ばれる、ヨーロッパ・キリスト教世界における霊的権威である教皇が世俗君主として支配権を握っていた中部イタリアの地域）において、「中央」権力であるローマ教会が全体としてどのような世俗統治機構を発達させたか、またその一方でその膝下にある「地方」であるローマ都市政府がどのような対応をしながらその利権を維持しようとしたか、同時に、ローマ市内外に根強い基盤を有した封建貴族層がどのような権力や人的関係を築いて、この地域のパワーバランスに関与したかを、ローマのカンピドーリオ文書館に保管されている評議会議事録、役職者名簿など都市側の一次史料を詳細に分析することによって、ヨーロッパ中世の統治形態とも異なり、ヨーロッパ「近代国家」とも異なる、「近世国家」について総合的に考察した研究である。

【論文の構成】

本論文は以下のように構成されており、序論と本論3部9章と結論、および補論、補遺と文献目録からなっている。

序論 研究史

1. 伝統的研究
2. プロレディ以降、近世国家の視点からの教会国家研究

- 3. 近世の都市ローマに関する研究
- 第1部 16世紀の教会国家
 - 第1章 16世紀の教会国家概観
 - 1. 16世紀のヨーロッパ情勢の中での教会国家
 - 2. 教会国家の統治システム
 - 第2章 16世紀の教皇庁組織体制の確立
 - 1. 司法に対する役職：ゴヴェルナトーレの台頭
 - 2. 行財政に対する役職：教皇庁会計院の発展と枢機卿による聖省システムの確立
 - 第3章 モザイク国家としての教会国家、バローニの存在
 - 1. バローニに関して：その成立とこれまでの研究
 - 2. 15、16世紀の教皇との関係の中でのバローニ
 - 3. 教会国家の補完要素としてのバローニの存在：新しい研究動向
 - 4. 教会国家の弱点としてのバローニの側面
- 第2部 16世紀のローマ都市政府
 - 第1章 ローマ都市政府の変遷
 - 1. 自由な都市コムーネとしての誕生
 - 2. 1363年の都市条例によって確立された構造
 - 3. 教皇庁の帰還以降の都市政府
 - 第2章 1580年の都市条例に見るローマ都市政府の体制
 - 1. 成立過程と概要
 - 2. ローマ都市政府の制度改革・新しく確立した組織体制
 - 3. 内部の規律化の動き
 - 第3章 ローマ都市政府の構成要素、16世紀のローマ都市エリート層の変遷
 - 1. ローマ都市エリート層に関して：用語の使用と研究史
 - 2. 評議会参加者
 - 3. ブッソラにみる役職就任者
 - 4. コンセルヴァトーレ就任者
- 第3部 16世紀のローマ都市政府の活動状況
 - 第1章 都市政府の行政活動
 - 1. 穀物統制
 - 2. 水道・噴水建設
 - 3. 教皇の介入に対する都市政府の抵抗
 - 第2章 空位期にみる都市政府の活動
 - 1. 空位期に都市ローマに権限を有する諸要素
 - 2. 空位期の都市政府の活動と他勢力との関係
 - 第3章 市壁外における都市政府の活動：Terre del Popolo 統治

1. 16世紀のローマ近郊ラツィオ地方の状況
2. ローマ都市政府の従属共同体に対する権限・活動
3. バローニ、教皇庁の介入に対する都市政府の対応

補論 16世紀のボローニャ都市政府

1. ボローニャ都市政府に関する研究史
2. 近世の教会国家と都市ボローニャ
3. セナートの決議録
4. 決議録にみるボローニャ都市政府の活動
5. 決議録にみる都市政府の体制の強化

結論

補遺 1580年のローマ都市条例

文献目録

【論文の概要】

原田亜希子君は、2003年本塾文学部入学以来、一貫してイタリア研究を志し、大学院文学研究科在籍中には留学のための奨学金を2回獲得して現地で調査研究にあたり、16世紀の都市ローマおよび教会国家について精力的に研究を進めてきた。本博士学位請求論文は、これまで発表した論文5本及びいくつかの口頭報告の成果に、数章を新たに書き加えて練り上げたもので、30万字を超える浩瀚な内容となっている。

全体は序論と本論3部9章と結論、および補論と補遺と文献目録からなっている。序論では研究史を整理し、第1部「16世紀の教会国家概観」ではローマ教会が築いた世俗国家体制を論じ、第2部「16世紀のローマ都市政府」ではローマ都市政府の沿革とその構成を分析し、第3部「16世紀のローマ都市政府の活動状況」では、ローマ都市政府が具体的にどのような活動をしていたかを、穀物統制や水道・噴水建設などの行政、教皇空位期、ローマ市壁外におけるローマ都市政府従属共同体などの事例を通じて論じている。さらに補論「16世紀のボローニャ都市政府」では、同じく教会国家内にありながらローマ市とは諸条件が大きく異なるボローニャ市を取り上げて、教会国家の特徴を浮かび上がらせようとしている。また補遺「1580年のローマ都市条例」では、当時の状況をよく示している都市条例を全訳することによって、制度の実態に新たな光を投げかけようとするものである。

論文各章の内容は以下のとおりである。

■ 序論

本章では16世紀の教会国家をめぐる研究史を概括し、中世においてはローマ教会の緩やかな支配に服する「地域の複合体」であった諸地域が、15世紀以降、教皇の下での領域国家化が進み、16世紀中頃には教皇自らが「国家 (Stato)」という言葉を用いるような

集権化に至ったが、この支配をどのように理解するかについての論争を整理する。そして、古くから見られるプロテスタント系研究者からの「教会国家とは、霊的権威である教皇権の道徳的墮落」という批判、また国民国家的な展望を有する研究者からの「イタリアの近代化の妨げ」というリソルジメント史観に加えて、1970年代以降のカトリック系研究者による「教会国家は同時代の他のヨーロッパの国よりも強固な中央集権化を進め、常設外交官や中央官僚制といったさまざまな近代的要素を備えていた」との主張、1980年代以降新しく興った多元的な権力のインターアクションとして近世国家を捉える地方都市・地域研究からの動き、さらに1990年代以降におけるローマ都市固有の社会構造や行政組織に注目する研究動向が示されている。

■ 第1部

ここでは16世紀の教会国家を概観する。第1章では当時のヨーロッパ情勢におけるローマ教会の動きや、教会国家の全体的統治体制を説明し、教皇庁が領域内の諸権限の掌握に成功し、徐々に中央集権的体制を導入して、行財政・司法組織の整備が進んでいく様子を明らかにしている。

第2章では、そのように国家機構を整備しつつあった教皇庁の中央組織内に、都市ローマの統治に関わる役職が確立していく様子が、聖俗の区分を超えて司法権を一元的に握るゴヴェルナトーレ、行財政を職掌するカメルレンゴ、各分野を専門的に扱う聖省システムを中心に、概観されている。

第3章では、中央集権化が進められていく教会国家内に割拠するバローニとよばれる伝統的封建貴族層について考察し、彼らが教会国家の中央集権化の中でも、なお伝統的勢力を存続させていただけでなく、地域のクライアント関係や軍事力を介して、教会国家形成に貢献していた点を明らかにし、同時に域外諸勢力とのネットワークによって教皇権を掣肘していたことも示されている。

■ 第2部

第2部では本論文の主テーマであるローマ都市政府に関して考察する。第1章では、ローマ都市政府の体制がどのように変化していったのかを、15、16世紀のローマ都市条例の改定状況や教皇の勅令から概観する。既得権を脅された都市エリート層が、伝統的特権を取り戻すため、教皇庁に対して時に武力を行使して反発する一方で、教皇庁の存在に依存するがゆえに、現状に適応する必要に迫られた結果、都市エリート層は教皇たちと交渉を繰り返し、ローマ都市政府を教皇庁主導による一つの「全体的システム」へと融合させるに至ったことを論証している。

第2章では、16世紀の都市政府は最終的にどのような体制として確立されたかを、1580年の都市条例から検証する。古代以来の伝統を体現するセナトーレが大幅に権限を失ったことに端的に示されるように、都市政府は教皇主導下に組み込まれていったが、新たに在地

ローマ人の代表であるコンセルヴァトーレを中心とした体制をつくりあげ、流入する有力者への市民権授与や評議会および役職者選出方法に対する規定を通じて、都市政府が一定の権限を維持し、秩序を敷いていたことを論じている。

第3章では、都市政府の評議会参加者や役職就任者を考察して、ローマ都市政府を実際に担っていたのがどのような人物であり、流動性の高い都市社会の中で、どのようにして組織としての一体性を維持していたのかを考察する。そして重要役職の就任については、家系単位ではローマの伝統的家系が優位を占める傾向が見られ、新しい家門の参入もそれらの古い家系のコントロールの下で行われており、伝統的勢力の下で都市政府の一体性が維持されていたことを明らかにしている。

■ 第3部

第3部では16世紀の都市政府の実際の活動状況に目を向けている。第1章では当時の都市政府の行政活動を、都市評議会議事録を用いて考察する。財政確保のための新税導入や都市役職者任命などの教皇庁による介入に対しては、都市政府は伝統的権限を侵害するものとして抵抗し、多くの場合において都市エリート層の既得権益は守られていた。だが穀物供給や水道・噴水建設のような一都市を超える事業に関しては、教皇庁が主導権を握り、都市政府の役割は二次的なものにとどまっていた。都市政府は、都市の利害や市民の生活に対するダメージが最小限になるよう一定の活動は維持していたが、教皇の政策実行機関としての役割に自らの存続の道を見出していたとされる。

第2章では、空位期という教皇制特有の権力の空白期に注目し、教皇の不在によって既存のバランスが大きく変化する時期において、都市政府が他の諸権力とどのような関係を結び、実際にどのような活動を行っていたかを検討する。そして、ローマの発展を教皇庁の存在そのものにも負っているがゆえに、あくまで教皇庁に従属するという大きな枠組みを変える意思はないものの、その中で都市政府は、都市の治安やバローニを利用することで、自らの権限を最大限に確保しようとしたと論じられる。

第3章では、このような権力バランスが、市壁外ではどのように展開していたかを考察するために、ローマ都市政府が伝統的に支配権を持つローマ近郊の4つの従属共同体に注目して考察する。そして中世に比べるとその権限は大幅に縮小したとはいえ、都市政府はなお広範な司法権を行使し、上位者として従属共同体に積極的に介入し、権限の保持に努めていたことを検証し、市壁内同様、市壁外においても、都市政府は教皇庁やバローニとのバランスの下に、一定の権限と活動を維持していたことを明らかにしている。

■ 補論

補論では、同じく教会国家内の都市であるポローニャに視点を移し、近世におけるポローニャ都市政府の活動状況を教皇庁との関係から考察する。そしてローマから遠く、コムーネとしての伝統が強いポローニャ都市政府は、16世紀の教会国家の中央集権化の動きの中で

も、財政、司法においてローマと比べてはるかに伝統的活動を維持していたことを検証している。ローマでは新規有力者の流入が続き、一方でポローニャでは都市エリート層の閉鎖化が進んだという違いはあるが、ポローニャ都市政府も、ローマ都市政府と同様に、教会国家体制の一補完要素として組み込まれつつあり、教皇庁は在地勢力の合意を得ながら、全体の統治を行おうとしており、都市エリート層も、教皇に従属する中で伝統的特権の保持に努めていたことが明らかになった。

■ 結論

これらの考察から、原田亜希子君は、都市社会に根づいていたローマ都市政府が、近世においても、教会国家体制の中で都市を平和に統治する上での一補完要素としてある程度の活動を維持していたと結論する。確かに、都市ローマは教皇の膝下にあつて教皇庁の介入が強く、近世においても都市の流動性が高かったため、新規有力者の流入は続いたが、ローマ都市政府はこれらの新しい要素を受け入れながらも、伝統的都市エリート層が都市政府をある程度コントロールする体制を確立した。そして教皇庁主導による一つの全体的システムに取り込まれていったとはいえ、地域レベルでは都市市民の利害に密接に係わる活動は維持し、空位期の存在や伝統的地域ネットワーク、バローニの存在を巧みに利用して、教皇庁との間に常にバランスを模索していたことを明らかにした。

他方で、教皇たちも、上位者としてその権限は確立していたとはいえ、ローマ都市政府の権限の無化を望んだわけではなかった。むしろ教皇は選挙制であり、また外からの要素であることが多かったため、伝統的な基盤を域内に有さなかった。教皇は、国家内の統一的貴族層の発展も希薄だった教会国家において安定的に統治する上で、常に中間団体の存在を必要とし、このことが都市ローマと教皇庁の関係構築にも大きく影響したとする。すなわち、教会国家の特殊性として他のヨーロッパ諸国との違いが強調されてきた選挙制などの点が、むしろ教会国家にヨーロッパ近世国家の統治のあり方がもっとも顕著に表れる事態をもたらしたと主張する。

このように複雑なバランスと合意形成の下で都市ローマの統治が行われていたことは、政治勢力のネットワークを介したシステムとしての近世国家の統治のあり方の典型例といえ、16世紀の教会国家における首都ローマの統治状況を、都市政府と教皇庁との関係から考察することは、ヨーロッパ近世国家の統治のあり方を解明する最良の事例研究といえる

【審査要旨】

本論文は、霊的権威である教皇が世俗君主として支配する教会国家という国家において、中世コムネ以来の自治の伝統を有するローマ都市政府が、近世初頭、国家機構の整備を進める教皇によって次第に自治権を剥奪され、最終的には教会国家内の一中間団体として末端行政を担う機構と化して行くプロセスを綿密に跡づけたものであり、中世コムネの衰

退過程の分析としても、また複合国家たる近世国家の実態解明としてもきわめてすぐれた研究と評価しうる。本論文における先行研究の理解と整理、およびそれに基づいた研究テーマの設定、未刊行史料の探索と利用、膨大な量のイタリア語・ラテン語の史料読解、細部における着眼や分析の鋭さ、全体の論理構成など様々な面で堅固に組み立てられており、きわめて高水準にあるものと判断しうる。

特に「第3部 第2章 空位期にみる都市政府の活動」は本論文中もっとも精彩に富み分析が冴えており、本論文の最重要部分といえることができる。ここに16世紀教会国家の特異性が集中して現れている。その特異性とは、空位期にローマは一種の無政府状態に陥り、都市の統治をめぐる教皇庁（枢機卿団）—都市政府—パローニの権力関係が流動化して複雑な合従連衡が生じるが、教皇の権威そのものは決して否定されず、むしろ逆に教皇の不可欠性が強く意識されるというパラドキシカルな現象である。こうした現象は教皇が非世襲制であり、教皇の死後選挙によって次期教皇が選ばれるまでの間権力が空白状態となるローマでは不可避免的に生じる。そうした無政府状態の中で都市政府が、旧来の特権回復をめざしながら同時に教皇の権威を求めるという矛盾した態度に、教皇への従属化を強める当時の都市政府の性格がよく現れている。こうした他の君主制国家にはない矛盾と逆説に満ちた従属化の過程を詳細に跡づけたのは本論文の大きな功績といえる。

また「第2部 第2章 ローマ都市政府の制度改革」の分析における司法におけるセナトーレ選出方法との「1580年の都市条例」の「沈黙」に関する分析は鋭く興味深い。この「沈黙」が教皇による都市政府の自治権剥奪の一面を暗示していることは著者のいう通りであろう。しかしこの「沈黙」についてはもう少し踏み込んだ考察が可能と思われる。沈黙はときに明言よりも雄弁であることに留意すべきである。司法官であるセナトーレは「外人」であるべきという原則は、むしろ教皇が自分に都合の良い「外人」をセナトーレに据えるようになったと解釈しうるのではないか。すなわち「セナトーレは「外人」であるべき」というように規定の意味が変わってしまったのではないか。これは教皇側に有利な、しかし都市政府側に不利な変化である。そこに「沈黙」の理由を見出すことはできないか。一方で「1580年の都市条例」では、セナトーレに関する「沈黙」がある一方で、コンセルヴァトーレの権限が強化されている。これは都市政府から見て、セナトーレが上記のように教皇の統治手段とされていく方向に対する都市政府側の対抗措置とみることはできないか。セナトーレの「沈黙」とコンセルヴァトーレの権限強化を表裏一体のものとしてみるべきではないか。以上は単なる推測あるいは研究の方向性の提示にすぎないが、こうした推測を史料によって実証できれば本論文全体の主張を一層堅固なものにしうると思われる。

いくつかの瑕疵あるいは研究課題がないわけでは、もちろんない。まず第1に16世紀後半の教会国家とローマ都市政府を、長期的スパンでどのように位置づけるかという視点が揺れているように思われる。教会国家の中央集権化はどの程度先進的であったのだろうか。またローマ都市政府は、その後どのようになっているのであろうか。全体的な展望をもっと明確に示してほしかった。

また経済活動に対する論考が不足している。本論文で論じられる諸勢力を支える教会国家全体の経済状況は、どのようであったであろうか。これに関連して、ローマ都市政府の財政に関するまとまった考察も欲しかった。司法権については、教皇庁によって都市政府から司法権が奪われていく過程が詳しく論じられており、これによって都市政府が教会国家体制に組み込まれていくプロセスが明らかにされている。しかし財政権についても同様のプロセスをたどりうるのではないか。中世コムーネの「自治」というとき、自治を支える2本の柱は司法権と財政権である。徴税による財源がなければコムーネの自治活動を展開することは困難である。しかし本論文では、都市政府の財政権については各所で断片的に触れられるのみで、まとまった叙述がないのは残念である。史料面での困難はあると思うが、今後はこの面を充実させてほしい。

またローマ都市政府あるいは市民のアイデンティティに関する議論がほしかった。中世コムーネの自治とは特権や権力と同時に意識の問題でもある。伝統的な自治に固執するローマ市民の意識は具体的にはどのような形で表出されるのか。同時代の他都市ではそれは守護聖人、その図像や祝祭、都市年代記などの形を取って表れる。本論文の場合、セナトーレが古代ローマのその後継者であるという主張に一つの表れを見て取ることができ、また古代イメージの利用に関して教皇と都市政府の間で一種の争奪戦があったという指摘は興味深い。しかしそれ以外にこうしたアイデンティティ表象の例は少ないように思われる。市民を凝集させるアイデンティティの核ともいべきものはローマでは発達しなかったであろうか。

構成上の瑕疵としては、補論で論じられたポローニャの事例の扱いである。補論では、ポローニャ都市政府についてローマと同様の視点から考察がなされているが、現在の論旨のままでは、「補論」は付け足しという感じを否めない。論文主部は都市ローマに近い現在のラツィオ州にほぼ相当する地域に関して展開されており、若干の飛躍があるように思われる。「補論」は、結論の後に置き、その内容については全体の結論に含めない方がよいのではないか。あるいは、ポローニャだけでなく、教会国家に何らかのかたちで帰属していたペルージャあるいはリミニなどにも齊一的に下された政策を検討するならば、教会国家の権力構造はよく見えたかもしれない。

さらに原田君自身も改めて現地調査を行っているように、すでに自覚しているであろうが、バローニあるいは従属共同体の実態についての理解がなお足りないように思われる。たとえばバローニには国境を越えて封土を有し、複数の主君を戴いていた者も多いが、彼らをどのように考えるべきであろうか。また本論文は教会勢力については論考を避けているが、都市政府やバローニなどとともに、教皇庁に服しながらも、やはり利害が必ずしも一致しなかったであろう司教や修道院に関する検討も、この教会国家という「モザイク」を理解するためには、今後視座に入れる必要があるのではないだろうか。

しかし、これらの研究課題は残されてはいるものの、教皇庁の存在によって見えにくくなっており、これまであまり研究されてこなかったローマ都市政府の活動を明確にし、教会国

家における都市政府の位置づけを示したという点で、国際的に意義のある研究であるといえる。また近代以降の国際秩序の根幹をなす国民国家という枠組みが揺らいでいる現在、「国家」形成期における一つの特異な事例として、またナショナリズム以前の時期における国家の事例として、原田君の研究は、実証的研究としてのみならず、国家という単位を改めて考えるという点においても、大きな価値があろうと考える。

以上の諸点から、審査委員一同は、本論文が博士（史学）の学位授与に十分ふさわしいと判断する。

平成 30（2018）年 2 月 19 日

審査委員一同